

株主各位

東京都江東区猿江二丁目16番31号
大和自動車交通株式会社
代表取締役社長 前島 忻治

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦1」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

- 第111期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第111期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.daiwaj.com/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境や企業収益の改善と外国人観光客によるインバウンド需要増などにより個人消費の改善が見られ景気は緩やかな回復基調にあるものの、依然労働需給がひっ迫している状況であります。また、世界経済においては主要国の金融政策や地政学的リスクの高まり等により依然として先行き不透明な状況であります。

その様な環境の中、当社グループといたしましてはハイヤー・タクシー業界での今後の情報技術や自動車関連技術の更なる発展による事業構造の大きな変化への対策として、3ヶ年中期経営計画“Start80”の第2期目を推進しております。

タクシー部門は、ユニバーサルデザイン対応型の新型タクシー車両(ジャパントクシー)の導入を開始しております。また安全性の確保と快適性を備えた車内空間の提供に向けIP無線システムやタブレット端末等の導入を検討するなど業界最高水準の品質を目指しています。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い国内外の様々なお客様への「おもてなし」を更に向上させるべくきめ細かい教育・講習をドライバーに実施し、お客様を第一とするサービスの提供を強化しております。また、東京無線協同組合及びチェッカーキャブ無線協同組合との三社共同配車アプリの開発やソニーペイメントサービス株式会社と当社を含めたタクシー6社で新会社設立を目指し、AI技術を活用した配車システムや決済代行サービスなどにより、より一層お客様の利便性の向上につなげていく所存であります。

ハイヤー部門は官公庁や大手企業を中心にお客様の信頼を頂き、既存取引先との深化を図ると同時に社内外の情報連携をより強化し、また福祉や介護も含めた新規顧客開拓の営業活動に注力し、優良顧客と富裕層、シニア層の取込及び利益体質の強化に努めております。

当連結会計年度における業績は、16,729百万円と前年同期比1.7%の増となりましたが、経費面では前期に比して燃料単価の増加、また引き続き乗務員募集活動の強化による新規採用乗務員研修費等の増加があり、その結果営業利益は561百万円(前年同期比17.2%減)、経常利益は506百万円(前年同期比10.6%減)となりました。平成30年3月に予定通り引渡しを完了いたしました飯田橋デルタビル等の固定資産売却益387百万円を特別利益に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は622百万円(前年同期比72.2%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 旅客自動車運送部門

旅客自動車運送事業では、引き続き「安心・安全・おもてなし」を主軸とした営業指導に注力し営業力強化に取り組んでおります。

タクシー部門は、実車率が増加（前年同期比1.8%増）し、全6タクシー子会社の売上高は9,686百万円（前年同期比1.3%増）となりました。ただし依然厳しい稼働率の向上に向けては新卒乗務員、女性乗務員の募集を含め引き続き強化し取り組んでおります。また、昨年8月には事前確定運賃、本年1月には相乗りタクシーの実証実験に参加し、本年夏には変動迎車料金の実証実験に参加予定など、ライドシェア対策11項目について率先して取り組んでまいります。さらに東京無線協同組合及びチェッカーキャブ無線協同組合との間で三者共同配車アプリの開発を行うほか、ソニーペイメントサービス株式会社と当社を含めたタクシー6社で新会社設立を目指し、タクシーの需要予測にAI技術を活用した配車システムや決済代行サービスなど多様なサービスの充実を図ります。加えてタクシー業界初となる試みとして自動運転の実証実験を実施し、新たな移動サービスの提供を目指してまいります。

ハイヤー部門は得意先企業の変化に柔軟に対応し価格競争の影響のある中、インバウンドビジネスを含めた多種にわたる顧客開拓の営業活動を展開してまいりましたが、売上高は2,529百万円（前年同期比1.6%減）となりました。また、福祉輸送の新規契約による車両購入及び設備投資と新規入社乗務員増による人件費の増加がありました。その結果、旅客自動車運送事業売上高は12,467百万円（前年同期比1.7%増）、営業利益は5百万円（前年同期比76.2%減）となりました。

② 不動産部門

不動産事業では、テナントの要望に沿った施設の改善と当社基準の品質管理を徹底し事業収益の増強を進めてまいりました。また大手仲介不動産会社を始め各物件所在の地元不動産業者との情報交換を積極的に進めた結果、95%以上の稼働率を維持しております。また財務体質の改善・強化を図るべく、飯田橋デルタビルを平成30年3月に売却いたしました。その結果、不動産事業売上高は975百万円（前年同期比4.2%増）、営業利益は396百万円（前年同期比10.8%減）となりました。

③ 販売部門

販売事業では、自動車燃料販売部門で依然として販売価格の上昇により売上高と仕入原価が上昇しており、諸経費の削減、効率化に努めるとともに顧客へのより一層のきめ細かいサービスの提供を推進するなど営業を強化してまいりました。金属製品製造販売部門は、集合住宅の建設が伸び悩んだことに伴い、住宅部材の受注が減少し、利益率が低下しました。その結果、販売事業売上高は3,286百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益は113百万円（前年同期比29.7%減）となりました。

（注）売上高に消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における主要な設備投資といたしましては、名古屋木場ビル等で改修工事を実施いたしました。なお設備資金は自己資金及び借入金で調達いたしました。

(3) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、引き続きわが国経済は緩やかな回復基調が続くことが期待されるものの、世界経済においては米国の経済政策や北朝鮮情勢の地政学的リスクに対する懸念など、不安定な動向もあり景気の先行きに不透明感が漂う状況が続くものと思われまます。ハイヤー、タクシー業界におきましても、原油価格の動向や海外アプリの日本市場参入の動向等、不透明な経営環境が続くものと予想されまます。

その様な状況の中、当社グループといたしましては、2016年4月より取り組みを開始しております3ヶ年中期経営計画“Start80”の計画最終年である平成31年3月期に向け、各事業の独立採算意識の向上と責任体制の明確化を図り、目まぐるしく変化する経営環境において柔軟かつ的確に判断・対応して、持続可能な事業の確立を推進してまいりまます。

営業面では、IT等の最新鋭の技術を駆使して各種ニーズに合わせたサービスの開発と提供を図るとともに、安全マネジメントの遂行・法令遵守を推進し、さらに「大和のおもてなし」教育から生まれる総合的な質の高い利用者サービスの向上に努めまます。また、乗務員不足への対応に関しましても、優良な乗務員の採用に注力する他、新卒採用や女性の採用も進め、稼働率と売上高の向上に努めまます。

車両点検整備についても注力し、安全輸送への努力と利用者のニーズに対応し、グループ内の全事業所でグリーン経営認証（環境対応度評価制度）を維持・推進し、環境への貢献に努めてまいりまます。

不動産事業におきましては、テナントの要望に沿った施設の改善に努め、さらに不動産の有効活用を進めまます。

販売事業といたしましては、ガソリン及びLPGの市況は引続き不透明な状況が続いておりますが、事業の効率化をより一層進めてまいりまます。

当社グループの総力を挙げて、以上の諸施策を実施することにより、収支の改善、安定した企業基盤固めを推進してまいりまます。

(4) 財産及び損益の状況

連結

区 分	第108期 [26.4~27.3]	第109期 [27.4~28.3]	第110期 [28.4~29.3]	第111期 [29.4~30.3]
	千円	千円	千円	千円
売上高	17,881,684	17,181,249	16,453,435	16,729,215
経常利益	588,576	791,663	566,169	506,129
親会社株主に帰属する 当期純利益	428,758	992,358	361,561	622,550
1株当たり当期純利益	43円02銭	99円60銭	83円78銭	150円70銭
総資産	23,783,041	23,125,361	21,883,500	22,147,062
純資産	7,293,475	8,097,465	7,455,713	8,082,415

- (注) 1. 第110期及び第111期の1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。
2. 平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式2株を1株とする株式併合を実施したため、第110期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

個別

区 分	第108期 [26.4~27.3]	第109期 [27.4~28.3]	第110期 [28.4~29.3]	第111期 [29.4~30.3]
	千円	千円	千円	千円
売上高及び営業収益	4,576,358	2,157,185	2,329,907	2,357,037
経常利益	404,781	275,232	252,166	254,263
当期純利益	319,997	543,235	207,948	461,482
1株当たり当期純利益	32円11銭	54円52銭	48円18銭	111円71銭
総資産	19,628,226	18,755,979	17,822,354	17,712,635
純資産	7,363,222	7,832,069	7,050,344	7,506,743

- (注) 1. 第109期の売上高及び営業収益の大幅な変動は、当社が平成27年4月1日に会社分割（簡易新設分割）により新設子会社にハイヤー事業を承継させたことによるものであります。
2. 第110期及び第111期の1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。
3. 平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式2株を1株とする株式併合を実施したため、第110期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 な 事 業 内 容
	千円	%	
大 和 物 産 株 式 会 社	30,000	100.0	自動車用燃料等販売業
大 和 自 動 車 株 式 会 社	54,100	100.0	タクシー業
株 式 会 社 大 和 自 動 車 教 習 所	30,000	100.0	-
大 和 工 機 株 式 会 社	45,000	100.0	金属製品製造業
大 和 自 動 車 王 子 株 式 会 社	10,000	100.0	タクシー業
株 式 会 社 ス リ ー デ ィ	30,000	100.0	不動産業
大 和 交 通 保 谷 株 式 会 社	10,000	100.0	タクシー業
大 和 自 動 車 交 通 羽 田 株 式 会 社	10,000	100.0	タクシー業
大 和 自 動 車 交 通 江 東 株 式 会 社	10,000	100.0	タクシー業
大 和 自 動 車 交 通 立 川 株 式 会 社	10,000	100.0	タクシー業
大 和 自 動 車 交 通 ハ イ ヤ ー 株 式 会 社	10,000	100.0	ハイヤー業
日 本 自 動 車 メ ー タ ー 株 式 会 社	20,000	85.3	自動車用品販売・修理

(注) 株式会社大和自動車教習所は平成22年1月31日付けで閉鎖しております。

(6) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社の事業は旅客の輸送を主たる目的とする一般乗用旅客自動車運送事業、不動産の売買、賃貸及び仲介、管理業並びにこれらに附帯する諸事業であります。

(7) 主要な営業所（平成30年3月31日現在）

(a) 当社
賃貸ビル

ビル名	所在地	ビル名	所在地
テラス銀座座	東京都中央区	テラス猿江	東京都江東区
テラス日本橋	東京都中央区	テラス亀戸	東京都江東区
大和銀座一ビル	東京都中央区	メゾン大島リバーサイド	東京都江東区
十一屋ビル	東京都中央区	メゾン大島イースト	東京都江東区
木村ビル	東京都中央区	名古屋路木場ビル	東京都江東区
藤和東神田ビル	東京都千代田区	テラス弥生町	東京都板橋区
アルテビル東神田Ⅱ	東京都千代田区	大和王子ビル	東京都北区
ヒルサイドスクウェア	東京都豊島区	テラス府中	東京都府中市
		テラス浦安	千葉県浦安市

(b) 子会社

事業の種類別 セグメントの名称	子会社名	所在地
旅客自動車運送事業	大和自動車株式会社	東京都江東区
	大和自動車王子株式会社	東京都北区
	大和交通保谷株式会社	東京都西東京市
	大和自動車交通羽田株式会社	東京都大田区
	大和自動車交通江東株式会社	東京都江東区
	大和自動車交通立川株式会社	東京都立川市
	大和自動車交通ハイヤー株式会社	東京都中央区
不動産事業	株式会社スリーディ	東京都中央区
販売事業	大和物産株式会社	東京都江東区
	大和工機株式会社	山梨県笛吹市
	日本自動車メーカー株式会社	東京都江東区

(8) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
旅客自動車運送事業	1,923名	7名
不動産事業	35名	△1名
販売事業	121名	△1名
全社 (共通)	107名	7名
合計	2,186名	12名

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
128名	7名	44.0歳	11.4年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,381百万円
株式会社みずほ銀行	1,830百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	547百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	320百万円
株式会社商工組合中央金庫	304百万円

- (注) 1. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。
2. 平成30年4月16日の(株)三菱UFJフィナンシャル・グループの機能別再編により、三菱UFJ信託銀行(株)からの借入金は、(株)三菱UFJ銀行に引き継がれております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,250,000株 |
| ③ 株主数 | 809名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新 倉 文 明	422千株	9.97%
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	375千株	8.85%
東 都 自 動 車 株 式 会 社	350千株	8.27%
吉 田 満	316千株	7.46%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	275千株	6.49%
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	168千株	3.98%
安 田 一	150千株	3.54%
新 倉 眞 由 美	140千株	3.31%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	130千株	3.07%
株 式 会 社 白 亜	128千株	3.02%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,010千株）を控除して計算しております。
 2. 役員報酬BIP信託が保有する当社株式（108千株）は、上記自己株式には含まれておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 島 忻 治	最高業務執行責任者 株式会社スリーデイ 大和工機株式会社 代表取締役社長 代表取締役社長
常 務 取 締 役	大 塚 一 基	執行役員営業企画部長 経理、財務担当 大和物産株式会社 日本自動車メーター株式会社 代表取締役社長 代表取締役社長
常 務 取 締 役	齋 藤 康 典	執行役員総務部長 労務担当 大和交通保谷株式会社 代表取締役社長
取 締 役	石 塚 重 勝	執行役員ハイヤー事業統括部長
取 締 役	加 藤 雄 二 郎	執行役員経理部長 経理、財務担当
取 締 役	小 山 哲 男	執行役員タクシー事業統括部長・安全管理部長
取 締 役	新 倉 眞 由 美	
取 締 役	大 泉 光 一	第一生命情報システム株式会社 代表取締役社長
取 締 役	上 原 弘 久	株式会社ジェーシービー 株式会社T&Dホールディングス 社外監査役 代表取締役副社長
常 勤 監 査 役	大 野 保 明	
監 査 役	鐵 義 正	
監 査 役	若 槻 治 彦	

- (注) 1. 取締役 大泉光一及び上原弘久の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 鐵義正及び若槻治彦の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 鐵義正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 取締役 大泉光一及び上原弘久の両氏、監査役 鐵義正及び若槻治彦の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 新倉真由美、大泉光一、上原弘久及び監査役 鐵義正、若槻治彦との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	取 締 役 (うち社外取締役)		監 査 役 (うち社外監査役)		計	
	人数 (名)	金額 (百万円)	人数 (名)	金額 (百万円)	人数 (名)	金額 (百万円)
基本報酬	9 (2)	64 (4)	3 (2)	13 (5)	12	77
株式報酬	7 (-)	19 (-)	- (-)	- (-)	7	19
計	16 (2)	83 (4)	3 (2)	13 (5)	19	97

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第108期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額21.6百万円以内と決議いただいております。
 4. 取締役の業績連動型株式報酬（役員報酬B I P信託）は、平成28年6月29日開催の第109期定時株主総会において導入の決議をいただいております。

④ 社外役員に関する事項

取締役 大泉 光一

ア、重要な兼職先と当社との関係

第一生命情報システム株式会社 代表取締役社長

第一生命情報システム株式会社と当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中11回出席、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

取締役 上原 弘久

ア、重要な兼職先と当社との関係

株式会社T & Dホールディングス 代表取締役副社長

株式会社ジェーシービー 社外監査役

株式会社T & Dホールディングスと当社は、特別の関係はありません。

株式会社ジェーシービーと当社は、加盟店契約の取引関係があります。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中10回出席、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

監査役 鐵 義正

ア、重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中13回出席、監査役会は7回中7回出席、公認会計士の資格を持ち、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

監査役 若槻 治彦

ア、重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中13回出席、監査役会は7回中7回出席、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業行動憲章並びに企業行動基準を制定し、役職員の業務の遂行に係る法令遵守体制を整備するとともに、企業倫理の確立を図る。
- (2) 法令遵守基本規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、周知徹底に努め、役職員における法令・定款等の違反行為に対しては、規程に基づき厳正に処分する。
- (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報体制を整備する。
- (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
- (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての役職員は毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に基づき議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係わる情報を適切に作成、保存し、管理する。
- (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて規定された期間とする。
- (3) 取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。
- (2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化する。
- (2) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等を制定し、業務を効率的に遂行する。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制」の記載事項について、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用する。
 - (2) グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図る。
 - (3) 当社内部監査については、当社グループ各社に対して定期的実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役を補助すべき使用人は、監査役からの指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - (2) 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設ける。
 - (2) 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。
 - (3) 監査役を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。
- ⑨ 取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。

- ⑩ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
- (1) 子会社の取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告する。
 - (2) 当社の子会社担当部署は、子会社の取締役及び使用人から著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役及び監査役会にその内容を報告する。
- ⑪ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役は、報告をした者の人事異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。
- ⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- ⑬ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、社内的重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
 - (2) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

(1) 取締役の職務執行

当社は、当事業年度において取締役会を13回開催し、経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。

(2) 監査役の職務執行

監査役は、当該事業年度において監査役会を7回開催するとともに、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っております。

(3) 内部監査の実施

計画に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口（2）の一つとして、下記の通り、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

なお、当社は本プランの継続につき、平成29年6月29日開催の定時株主総会に議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができました。

「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、経営の基本方針としては、大和の「和」の精神に基づき、顧客満足（CS）を第一とし、事業の効率化と原価意識を徹底することにより、経営基盤を確立し全従業員の物心両面の幸福を実現するとともに、社会発展に貢献する、としております。

旅客自動車運送事業におきましては、今後の情報技術や自動車関連技術のさらなる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応していくため、平成28年4月を初年度とする3ヶ年中期経営計画“Start80”を策定し、取組みを開始しております。営業面では、ハイヤー部門は、社内外の情報連携を強化し、福祉関係も含めた新規顧客開拓の営業活動に注力し、優良顧客と富裕層、シニア層の取込及び利益体質の強化に努めております。特に福祉・介護事業は、車椅子のままご利用できるワンボックスタイプの福祉車両、移動支援等、親切・丁寧なサポートを心がけております。タクシー部門は、最新の装備とお客様を第一に考える「大和のおもてなし」のサービスにより、安全性の確保と快適な車内空間の実現を推進しております。具体的には、妊婦さん向け送迎サービスの「たまごタクシー」、ハイグレードのサービスと快適な車内空間を提供する「プレミアムタクシー」、東京の名所・旧跡をめぐるお客様だけの上質なひとときを提供する「観光タクシー」などを展開し、提携各社と相互の発展を目指しております。また、初乗り運賃を410円に引き下げたことを始めとして、相乗りタクシーや事前確定運賃の検討等、お客様の利便性の向上につながるサービスを適時提供していきます。そのほか各種カードでの支払い、自動配車受付サービス（IVR）やスマートフォン配車等サービスの多様化に取り組み、乗り心地の良いハイグレード車を配備しております。さらに、環境対策としてはクリーン燃料であるLPGの使用やハイブリッド車（次世代自動車であるLPGハイブリッド車を含む）の導入、車両点検整備体制を推進してまいります。

不動産事業は、テナントの要望に沿った施設の改善と当社基準の品質管理を徹底し、高度な品質の維持、サービスの向上に努めております。

販売事業におきましては、社内経費の節減に努めるとともに、自動車燃料販売部門は顧客へのきめ細かいサービスの提供を推進しております。金属製品製造販売部門はISO9001を継続取得し、さらなる製品の品質向上を進めてまいります。

以上の諸施策を実施するとともに、環境に配慮した「グリーン経営」を継続し、「環境にやさしい企業」を目指して更なる安定した景気変動に影響されない経営管理体制を確立していくことで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上を図ってまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を社外取締役2名を含む取締役9名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、毎週一度開催される部長会において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

3. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

当社取締役会は、本プランの概要と目的について、合理的かつ妥当な内容であって、基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

なお、本プランは当社ウェブサイト（アドレス<http://www.daiwaj.com/>）に掲載しております。

以上

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

≪資産の部≫		≪負債の部≫	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,749,053	流動負債	4,497,381
現金及び預金	1,751,338	支払手形及び買掛金	475,008
受取手形及び売掛金	1,338,718	1年内償還予定の社債	870,000
商品及び製品	85,205	短期借入金	240,000
仕掛品	26,477	1年内返済予定の長期借入金	904,635
原材料及び貯蔵品	53,487	リース債務	362,245
前払金	35,711	未払金	30,193
前払費用	283,249	未払費用	768,538
繰延税金資産	86,951	未払法人税等	294,394
その他	115,059	未払消費税等	159,855
貸倒引当金	△27,144	前受金	32,538
固定資産	18,398,008	賞与引当金	104,079
有形固定資産	16,894,027	その他	255,892
建物及び構築物	5,637,395	固定負債	9,567,266
機械器具及び什器備品	158,736	社債	1,050,000
車両運搬具	47,018	長期借入金	4,637,626
土地	9,984,245	リース債務	847,999
リース資産	1,066,632	長期預り金	404,511
無形固定資産	86,717	繰延税金負債	1,319,695
通信施設利用権	706	退職給付に係る負債	924,805
ソフトウェア	60,677	資産除去債務	236,704
リース資産	9,744	株式報酬引当金	33,463
その他	15,590	その他	112,459
投資その他の資産	1,417,263	負債合計	14,064,647
投資有価証券	673,847	≪純資産の部≫	
長期貸付金	78,585	株主資本	7,942,720
長期前払費用	139,251	資本金	525,000
繰延税金資産	168,992	資本剰余金	2,491
その他	460,704	利益剰余金	8,615,794
貸倒引当金	△104,118	自己株式	△1,200,565
		その他の包括利益累計額	86,778
		その他有価証券評価差額金	158,169
		繰延ヘッジ損益	△38,112
		退職給付に係る調整累計額	△33,278
		非支配株主持分	52,916
		純資産合計	8,082,415
[資産合計]	22,147,062	[負債・純資産合計]	22,147,062

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,729,215
売上原価	14,879,844
売上総利益	1,849,370
販売費及び一般管理費	1,287,724
営業利益	561,646
営業外収益	
受取利息	1,293
受取配当金	15,358
保険配当金	25,456
受取家賃	19,534
受取保険料	18,268
営業権売却益	15,000
その他	40,964
営業外費用	
支払利息	137,079
アドバイザリ－費用	35,000
その他	19,314
経常利益	191,393
特別利益	
固定資産売却益	387,600
投資有価証券売却益	14,991
特別損失	
固定資産除却損	1,284
税金等調整前当期純利益	907,436
法人税、住民税及び事業税	342,828
法人税等調整額	△60,415
当期純利益	625,023
非支配株主に帰属する当期純利益	2,473
親会社株主に帰属する当期純利益	622,550

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	525,000	2,491	8,027,157	△1,200,415	7,354,233
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△33,913	-	△33,913
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-	-	622,550	-	622,550
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△149	△149
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	588,637	△149	588,487
当 期 末 残 高	525,000	2,491	8,615,794	△1,200,565	7,942,720

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	119,688	△41,355	△27,296	51,036	50,443	7,455,713
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△33,913
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	622,550
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△149
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	38,480	3,243	△5,982	35,741	2,473	38,214
当 期 変 動 額 合 計	38,480	3,243	△5,982	35,741	2,473	626,701
当 期 末 残 高	158,169	△38,112	△33,278	86,778	52,916	8,082,415

連結注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

3. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結されています。当該連結子会社は、大和物産株式会社、大和自動車株式会社、株式会社大和自動車教習所、大和工機株式会社、株式会社スリーディ、大和自動車王子株式会社、大和交通保谷株式会社、日本自動車メーター株式会社、大和自動車交通羽田株式会社、大和自動車交通江東株式会社、大和自動車交通立川株式会社、大和自動車交通ハイヤー株式会社の12社であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社数 0社

持分法非適用関連会社数 2社

会社名 株式会社東京四社営業委員会、株式会社モーション

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないので持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結計算書類提出会社の決算日に一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品 主として総平均法

仕掛品 先入先出法

原材料及び貯蔵品

燃料・油脂 総平均法

部品・資材・原材料 先入先出法

④ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

車両運搬具 定額法

建物・その他有形固定資産 定率法

ただし平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具

2年～7年

建物及び構築物

2年～60年

機械器具及び什器備品

2年～20年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

⑤ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に対応する金額を計上しております。

ハ. 株式報酬引当金

役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理することにしております。

⑦ ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段

金利スワップ

ハ. ヘッジ対象

借入金の利息

ニ. ヘッジ方針

資金調達取引における金利の変動によるリスクに対して金利スワップ取引によりヘッジを行っております。

ホ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

⑧ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

4. 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「販売用不動産」は、当連結会計年度において重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	24,073千円
建物及び構築物	4,521,675千円
土地	8,626,540千円
合計	13,172,289千円

② 担保に係る債務

短期借入金	240,000千円
1年内償還予定の社債	870,000千円
1年内返済予定の長期借入金	685,826千円
社債	1,050,000千円
長期借入金	4,406,020千円
合計	7,251,846千円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	6,716,722千円
----------------	-------------

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 当連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	2,601千円
支払手形	8,936千円

(4) 財務制限条項

当社は、シンジケートローン契約（契約日平成28年9月30日）を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。

- ① 平成30年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額を、平成29年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ② 平成30年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	10,500,000	-	5,250,000	5,250,000
自己株式				
普通株式	2,237,642	117	1,118,821	1,118,938

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加は、自己株式の取得117株によるものです。
 2. 発行済株式の株式数の減少及び自己株式の株式数の減少は、株式併合によるものです。
 3. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式108,000株が含まれております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	16,956	2.0	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月10日 取締役会	普通株式	16,956	2.0	平成29年9月30日	平成29年12月6日

- (注) 1. 平成29年6月29日定時株主総会決議の「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金432千円が含まれております。
 2. 平成29年11月10日取締役会決議の「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金432千円が含まれております。また「1株当たり配当金」は、基準日が平成29年9月30日であるため、平成29年10月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	16,956	利益剰余金	4.0	平成30年3月31日	平成30年6月29日

- (注) 「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金432千円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理の方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、リース債務及び長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

また、当社の資金調達に関するシンジケートローン契約には、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触し期限の利益喪失請求が行われた場合には、資金繰りの悪化により当社及び当社グループの将来の成長、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,751,338	1,751,338	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,338,718	1,338,718	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	541,821	541,821	-
資産計	3,631,878	3,631,878	-
(4) 支払手形及び買掛金	475,008	475,008	-
(5) 未払費用	768,538	768,538	-
(6) 短期借入金	240,000	240,000	-
(7) 社債（注3）	1,920,000	1,936,182	16,182
(8) 長期借入金（注3）	5,542,261	5,557,845	15,584
(9) リース債務（注3）	1,210,245	1,216,839	6,593
負債計	10,156,053	10,194,414	38,361
(10) デリバティブ取引（注4）	(54,932)	(54,932)	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払費用及び (6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金及び (9) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされたものは（下記（10）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（8）参照）。

金利スワップの繰延ヘッジ処理によるものは、契約を締結している取引銀行から提示された価格を使用しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額132,026千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 社債、長期借入金及びリース債務は、1年以内に期限の到来する金額を含めて記載しております。

(注4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業用施設、賃貸住宅、駐車場を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
10,125,908	12,322,784

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の評価額は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算出した金額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,943円69銭

1株当たり当期純利益 150円70銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、期末の普通株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は108,000株であります。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

≪資産の部≫		≪負債の部≫	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,958,235	流動負債	2,703,734
現金及び預金	889,662	買掛金	174,387
売掛金	237,782	1年内償還予定の社債	870,000
貯蓄掛金	8,742	1年内返済予定の長期借入金	630,028
前払費用	17,585	リース債務	10,365
前払税金	54,986	未払金	39,257
繰延税金資産	34,897	未払費用	184,839
短期貸付金	51,696	未払法人税等	246,458
未収金	738,357	未払消費税等	37,239
その他の当金	2,413	前受り金	10,781
倒引当金	△77,890	短期預り金	49,150
固定資産	15,754,400	関係会社預り金	356,507
有形固定資産	14,280,481	賞与引当金	68,518
建物	4,764,894	賞与引当金	26,200
構築物	366,878	社債	1,050,000
機械器具	274,442	長期借入金	4,310,360
運搬器具	10,129	リース負債	8,804
備品	275	繰延税金負債	1,199,624
土地	50,009	長期預り金	372,878
建物	8,802,476	退職給付引当金	318,240
構築物	11,376	資産除去引当金	118,240
固定資産	58,494	株式報酬引当金	33,463
通信施設利用権	706	その他の引当金	90,545
ソフトウェア	41,128	負債合計	10,205,892
リース資産	9,744		
その他の資産	6,914	≪純資産の部≫	
投資その他の資産	1,415,425	株主資本	7,452,363
投資関係	352,294	資本剰余金	525,000
有価証券	843,061	資本剰余金	2,491
保証付金	13,114	利益剰余金	2,491
長期貸付金	16,463	利益剰余金	8,125,437
関係会社の長期貸付金	87,069	その他利益剰余金	131,250
倒引当金	227,126	退職積立金	7,994,187
	△123,704	固定資産圧縮積立金	197,550
		別途積立金	2,979,211
		繰越利益剰余金	1,146,000
		繰越利益剰余金	3,671,425
		自己株式	△1,200,565
		評価・換算差額等	54,380
		その他有価証券評価差額金	92,492
		繰延ヘッジ損益	△38,112
		純資産合計	7,506,743
[資産合計]	17,712,635	[負債・純資産合計]	17,712,635

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高及び営業収益	1,526,756
売上原価	830,281
営業費用	2,357,037
売上総利益	962,611
販売費及び一般管理費	987,258
営業外収益	1,949,870
受取利息	3,265
受取配当金	7,813
保険配当金	25,433
受取保険金	18,268
その他	29,907
営業外費用	84,688
支払利息	113,126
アドバイザリ－費	35,000
その他	4,410
経常利益	152,537
特別利益	254,263
投資有価証券売却益	1,690
固定資産売却益	380,709
特別損失	382,399
固定資産除却損	36
36	36
税引前当期純利益	636,625
法人税、住民税及び事業税	260,953
法人税等調整額	△85,810
当期純利益	175,143
461,482	461,482

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本 準備金	利益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
				退職 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	525,000	2,491	131,250	197,550	3,151,371	1,146,000	3,071,696	△1,200,415	7,024,943
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△33,913	-	△33,913
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△149	△149
固定資産圧縮 積立金の取崩	-	-	-	-	△172,159	-	172,159	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	461,482	-	461,482
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	△172,159	-	599,728	△149	427,419
当 期 末 残 高	525,000	2,491	131,250	197,550	2,979,211	1,146,000	3,671,425	△1,200,565	7,452,363

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	66,756	△41,355	25,400	7,050,344
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	-	-	-	△33,913
自己株式の取得	-	-	-	△149
固定資産圧縮 積立金の取崩	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	461,482
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)	25,736	3,243	28,979	28,979
当期変動額合計	25,736	3,243	28,979	456,399
当 期 末 残 高	92,492	△38,112	54,380	7,506,743

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

3. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

燃料・油脂

総平均法

部品・資材

先入先出法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

車両運搬具

定額法

建物・その他有形固定資産

定率法

ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具

2年～7年

建物及び構築物

2年～50年

機械器具及び什器備品

2年～20年

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)
- ③ リース資産
- (5) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ 退職給付引当金
- ④ 株式報酬引当金
- 定額法
- なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)による定額法によっております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に対応する金額を計上しております。
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の翌期から処理することにしております。
- 役員報酬B I P信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段

金利スワップ

③ ヘッジ対象

借入金の利息

④ ヘッジ方針

資金調達取引における金利の変動によるリスクに対して金利スワップ取引によりヘッジを行っております。

⑤ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
建物	4,489,263千円
土地	7,676,472千円
合計	12,165,736千円
② 担保に係る債務	
1年内償還予定の社債	870,000千円
1年内返済予定の長期借入金	485,028千円
社債	1,050,000千円
長期借入金	4,090,360千円
合計	6,495,388千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	3,447,508千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 保証債務

次の関係会社等において、金融機関からの借入及び取引先からの仕入債務等に対し債務保証を行っております。

保 証 先	金 額 (千円)	内 容
大 和 自 動 車 (株)	19,200	借入債務
日 本 自 動 車 メ ー タ ー (株)	18,600	借入債務
大 和 物 産 (株)	388	仕入債務
計	38,188	

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分掲記したものを除く)

短期金銭債権	562,988千円
短期金銭債務	110,649千円
長期金銭債務	50,000千円

(5) 財務制限条項

当社は、シンジケートローン契約（契約日平成28年9月30日）を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されています。

- ① 平成30年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額を、平成29年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の株主資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ② 平成30年3月期以降の連結決算において、各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	594,010千円
営業収益	579,269千円
営業費用等	240,464千円
営業取引以外の取引高	17,536千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末株式数 (株)
自 己 株 式				
普 通 株 式	2,237,642	117	1,118,821	1,118,938

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加は、自己株式の取得117株によるものです。
2. 自己株式の株式数の減少は、株式併合によるものです。
3. 当期末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式108,000株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	12,417千円
退職給付引当金	97,445千円
賞与引当金	8,022千円
ゴルフ会員権	31,085千円
貸倒引当金	35,480千円
資産除去債務	36,205千円
固定資産減損損失	160,277千円
関係会社株式	178,649千円
その他	66,448千円
繰延税金資産小計	626,032千円
評価性引当額	424,494千円
繰延税金資産合計	201,538千円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	1,314,197千円
その他有価証券評価差額金	40,820千円
その他	11,246千円
繰延税金負債合計	1,366,264千円
繰延税金負債純額	1,164,726千円

(注) 繰延税金資産及び負債の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	34,897千円
固定負債—繰延税金負債	1,199,624千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	大和自動車(株)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任 債務保証	ブランド料・整備料・ 建物他の賃貸(注)	199,794	売掛金及び 未収入金	365,579
子会社	大和自動車交通 ハイヤー(株)	所有 直接100%	役員の兼任	ブランド料・整備料・ 建物他の賃貸(注)	288,120	-	-
子会社	大和自動車交通 江東(株)	所有 直接100%	役員の兼任	ブランド料・整備料・ 建物他の賃貸(注) 資金の預り 資金の返済	321,856 5,358,033 5,385,430	- 関係会社 預り金	- 200,860

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注) ブランド料については、子会社の売上高に一定の料率を乗じて決定しております。また、整備料については市場の実勢価格等を参考にして価格を提示し、決定しております。建物の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、賃貸料金額を決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,817円15銭

1株当たり当期純利益 111円71銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、期末の普通株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は108,000株であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 23 日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤 原 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 尾 浩 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 23 日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松尾 浩明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 5 月 25 日

大和自動車交通株式会社 監査役会

常勤監査役 大野 保明 ㊟

監査役 鐵 義正 ㊟

監査役 若槻 治彦 ㊟

(注) 監査役鐵義正、若槻治彦各氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分ににつきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第111期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、16,956,248円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役大塚一基氏、齋藤康典氏、新倉真由美氏、上原弘久氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おおつか かずき 大塚 一基 (昭和35年7月1日生)	昭和59年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成25年5月 当社入社 平成25年10月 当社執行役員総合企画部長 平成26年4月 当社執行役員営業企画部長 平成26年6月 当社取締役 執行役員営業企画部長 平成27年6月 当社常務取締役 執行役員営業企画部長 経理 財務担当 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 大和物産株式会社 代表取締役社長 日本自動車メーター株式会社 代表取締役社長	1,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	さいとう やすのり 齋藤 康典 (昭和35年11月22日生)	昭和61年3月 当社入社 平成13年11月 当社人事課長 平成17年7月 当社総務部次長 平成19年6月 当社執行役員総務部長 平成26年6月 当社取締役 執行役員総務部長 平成27年6月 当社常務取締役 執行役員総務部長 労務担当 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 大和交通保谷株式会社 代表取締役社長	12,000株
3	にいくら まゆみ 新倉 真由美 (昭和30年1月5日生)	平成17年11月 著述業など 平成29年6月 当社取締役 (現在に至る)	140,400株
4	よこやま てるのり ※ 横山 輝紀 (昭和29年10月1日生)	昭和52年4月 太陽生命保険相互会社 入社 平成19年4月 太陽生命保険株式会社 常務執行役員営業本部長 平成26年4月 同社取締役 専務執行役員 (現在に至る) 平成26年4月 株式会社T&Dホールディングス 取締役専務執行役員 (平成30年6月27日退任予定) [重要な兼職の状況] 公益財団法人太陽生命厚生財団 理事長 株式会社陽栄ホールディング 社外取締役	0株

- (注) 1. ※は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者大塚一基氏は、金融機関勤務の経験から、財務・金融面等に関する知見を有しており、また現在、当社において常務取締役を務め、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。
4. 候補者齋藤康典氏は、当社において、総務・労務部門を中心に豊富な経験を有しており、また現在、常務取締役を務め、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。
5. 候補者新倉真由美氏は、現在当社において取締役を務め、創業者出身の存在感から求心力が高揚し、多様性の観点から取締役会の活性化が図られることから、選任をお願いするものであります。
6. 当社と新倉真由美氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 候補者横山輝紀氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、横山輝紀氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
8. 横山輝紀氏につきましては、企業経営等の豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
9. 横山輝紀氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
10. 候補者横山輝紀氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。
11. 横山輝紀氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
12. 横山輝紀氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
13. 横山輝紀氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
14. 横山輝紀氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

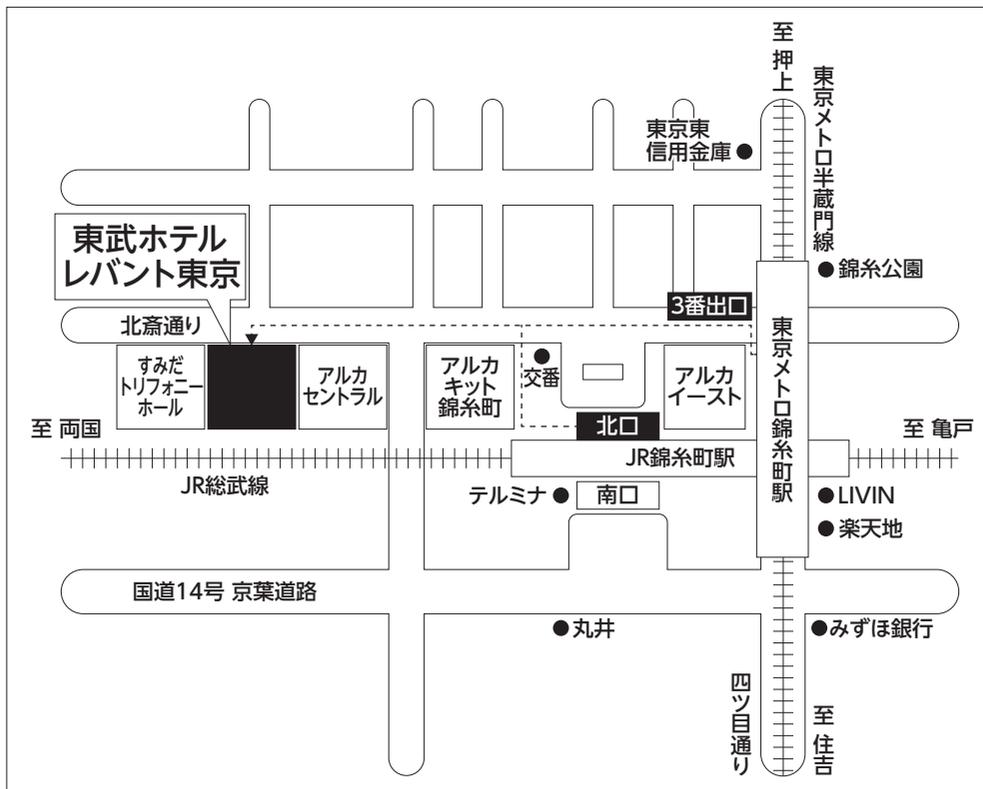
氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
おおむら まさふみ 大村 正文 (昭和33年1月2日生)	昭和58年1月 監査法人第一監査事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 平成22年12月 学校法人大原学園大原簿記学校 非常勤講師 平成23年5月 財務省関東財務局 特定任期付職員 平成26年5月 株式会社大黒屋入社 平成26年6月 当社補欠監査役 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 大村正文氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 大村正文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、大村正文氏が監査役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 大村正文氏につきましては、同氏が公認会計士としてこれまで培ってきました財務及び会計に関する知識・見識を当社監査体制の強化に活かして頂きたいため補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 大村正文氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通されており会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 大村正文氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 大村正文氏は当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 大村正文氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
8. 大村正文氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 大村正文氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 大村正文氏が就任された場合は、当社は同氏の間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦1」
電 話 03 (5611) 5511



最寄駅

JR総武線 錦糸町駅北口ロータリーを出て北斎通りを両国方面へ徒歩3分。
東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅3番出口より北斎通りを両国方面へ徒歩3分。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。